

三重県文化財保存活用大綱【中間案】概要

<<基本的な方針>>

【目標】

- 全ての人々が、本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送る
- 文化財の価値が末永く守り伝えられ、将来の県民もその価値を享受する



特色ある歴史的風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財が、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用されていることが必要

- ① 適切な保存
- ② 有効な活用
- ③ 確実な継承
- ④ 文化財の災害対応

三重県が重視する
文化財保護の4つの柱

<<文化財保存・活用・継承への県民力の結集に向けて>>

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むため、県民力を結集し、多様な主体それぞれが当事者としての役割を担っていく。

(1) 文化財所有者の役割

文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理を行い、可能な限り公開するなどの活用を行う。

(2) 「地域」の役割と期待

地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動の推進。

(3) 行政の役割

文化財の保存・活用・継承に必要な支援と情報発信の強化。
災害に備えたネットワーク構築と緊急時のレスキュー活動。

(4) 高等教育機関、企業等への期待

<高等教育機関> 専門性を活かした研究の進展と学術的指導や助言、人材育成
<企業等> 文化財と共存する環境づくりや必要に応じた支援。